

経営革新計画
承認申請の手引き

令和8年4月

秋田県産業労働部商工業振興課

目次

1 経営革新計画の概要	- 1 -
(1) 「経営革新」とは.....	- 1 -
(2) 対象となる事業者等.....	- 1 -
(3) 「新事業活動」とは.....	- 1 -
(4) 「経営の相当程度の向上」とは.....	- 3 -
(5) 計画作成のメリット.....	- 3 -
2 承認手続の流れ	- 4 -
(1) 事前相談.....	- 4 -
(2) 申請先の確認.....	- 4 -
(3) 申請書の作成と準備.....	- 4 -
(4) 県への申請.....	- 5 -
(5) 秋田県経営革新計画審査委員会でのプレゼン審査.....	- 5 -
(6) 承認書の送付.....	- 5 -
3 計画承認に対する主な支援策と概要	- 6 -
(1) 信用保証の特例.....	- 6 -
(2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資.....	- 6 -
(3) 食品等流通合理化促進機構による債務保証.....	- 6 -
(4) 海外展開に伴う資金調達の支援措置.....	- 6 -
(5) 日本貿易保険（NEXI）による支援措置.....	- 7 -
(6) 起業支援ファンドからの投資.....	- 7 -
(7) 中小企業投資育成株式会社からの投資.....	- 7 -
(8) 経営革新関係補助金・融資.....	- 7 -
(9) 特許関係料金減免制度.....	- 8 -
(10) 設備貸与事業.....	- 8 -
4 承認後	- 8 -
(1) 計画の進捗状況に関するフォローアップ調査について.....	- 8 -
(2) 計画内容を変更しなければならなくなった場合.....	- 8 -
5 申請書の作成と準備について	- 9 -
(1) 申請書の記載例.....	- 9 -
(2) 電子申請システムでの申請方法.....	- 19 -

1 経営革新計画の概要

(1) 「経営革新」とは

中小企業等経営強化法では、経営革新を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。

(2) 対象となる事業者等

経営革新計画の承認を受けられるのは、次に掲げる特定事業者又は組合等です。

① 特定事業者として対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の人数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業）	500人以下
小売業	300人以下

※1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

② 特定事業者として対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

※1 企業組合、協業組合も特定事業者として対象となります。

※2 一般社団法人は、その直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であるものについては、対象となります。

(3) 「新事業活動」とは

新事業活動とは、次の5つの新たな取組をいいます。ただし、自社にとっての新たな取組であれば他の事業者が採用していることでも承認の対象になりますが、既に相当程度普及しているものは対象にはなりません。

①新商品の開発又は生産

- (例1) 建設業者が、産業廃棄物である下水汚泥などを甘味料としても知られる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産し販売する。
- (例2) 木製品製造業者が、これまでの建具の材料として利用が困難とされていた間伐材を、加工するための切削用刃物を開発。さらに開発した天然の塗料で仕上げることで、防腐、防かび効果が高められ、環境と健康にやさしい建具を生産、販売する。
- (例3) 業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。
- (例4) 産業廃棄物業者が、茶がらやさとうきびかす等の植物性廃棄物を、生分解可能な容器にリサイクルする技術を開発。これらの製品は環境に負荷を与えることなく、廃棄処理ができる。

②新役務の開発又は提供

- (例1) 美容室が高齢者や身体の不自由な方など、自分で美容室に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付けなどのサービスを行う。
- (例2) 老舗の旅館が、空室をリラクゼーションルームとして改装し、休憩客や日帰り客向けに新しいサービス事業を行う。著名なインテリアデザイナーに設計を依頼し、デザインを重視したリラクゼーションルームを備えて昼間の時間帯の増収を図るとともに、ホームページや館内の案内表示の多言語表示、スタッフに外国人観光客対応研修を行い、従来の顧客に加え、若者層や外国人観光客といった新規宿泊客の拡大に結びつける。
- (例3) 畜産農家向け飼料販売業者が、新たに畜産農家の繁忙期・旅行時に社員を畜産農家に派遣して、家畜の世話等を行うとともに、畜産農家の経営効率を向上させるためのコンサルティングサービスを行う。

③商品の新たな生産又は販売の方式の導入

- (例1) 果物の小売業者が、本格的なフルーツパーラーを開店する。果実店で培われた果物についての知識等の強みを活かし、フルーツ&ベジタブルマイスターの資格を持つ店員が常駐するフルーツパーラーを開店する。地元農家等と連携して、高品質な特産フルーツを低コストで仕入れ、スイーツやフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供する。
- (例2) 金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピュータを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。

④役務の新たな提供の方式の導入

(例1) 不動産管理会社が、企業の空き家となった社員寮を一括借り上げて、それを高齢者向けに改装し、介護サービス、給食サービスを付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。

(例2) タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。

⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(例1) これまで加工が困難とされてきた新素材の大量加工に関する研究を行い、研究の成果として得られた加工技術・ノウハウを自社の製造ラインで活用する。

(例2) 介護用ロボットの利便性向上を図るための研究開発と実証実験を行い、その成果を元に介護ロボットを開発し、自社の事業に活用する。

(4) 「経営の相当程度の向上」とは

次の2つの指標が、事業期間の3年～5年で、相当程度向上することをいいます。

○「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

○「給与支給総額」の伸び率

具体的には、事業期間に応じて下表のような目標伸び率が必要となります。

事業期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6.0%以上
5年	15%以上	7.5%以上

(5) 計画作成のメリット

経営革新計画の承認を受けると、信用保証の特例、政府系金融機関の低利融資等の支援措置や国・県等の補助金への加点措置等が用意されています。

また、経営革新計画の作成・実施により「経営目標が明確になった」、「会社の進むべき方向が明らかになり、社員の意識が向上した」などの効果が出ているとの声が、承認企業から寄せられています。

※計画承認は支援策の利用を約束するものではありません。

※計画承認は開発・提供しようとする商品やサービスの品質や効能を県で保証するものではありません。

2 承認手続の流れ

秋田県における承認手続の流れは主に次のとおりです。

(1) 事前相談

- ・県へ相談する前に経営革新等支援機関（公益財団法人あきた企業活性化センター、商工会議所、商工会等）へのご相談をお薦めしております。経営革新等支援機関では、計画の作成を含め、経営革新に関するアドバイスを行っておりますので、お気軽にご相談ください。

※県へ事前に相談される場合は、計画の概略が分かる資料をご準備ください。

※事業内容によっては、現地での聞き取りを実施する場合がございます。

- ・お近くの支援機関については、中小企業庁のHPで検索できます。

https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea

(2) 申請先の確認

- ・経営革新計画の申請先は、1社単独の場合は本社所在地の都道府県となります。これ以外につきましてはお問合せください。

(3) 申請書の作成と準備

- ・秋田県から経営革新計画の承認を受けるためには、県所定の様式で申請書を作成する必要があります。申請書様式は、秋田県公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/31184>

- ・申請書の作成に当たっては、記載要領を参考にするほか、県または経営革新等支援機関にご相談ください。

※経営革新計画電子申請システムでの申請が可能です。

<https://www.keieikakushin.go.jp/>

システムでの申請方法については、P19「電子申請システムでの申請方法」のほか上記Webサイトに掲載されている操作マニュアル等をご覧ください。

【操作方法に関するお問合せ先】

TEL：03-6746-4062 受付時間：9時30分～17時00分（平日）

※なお、電子申請にはGビズID（GビズIDプライムまたはGビズIDメンバー）が必要です。GビズIDをお持ちでない方は、デジタル庁のWebサイトからGビズIDを取得してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【G ビズ ID の申請方法等に関するお問合せ先】

TEL：0570-023-797 受付時間：9 時 00 分～17 時 00 分（平日）

※土・日・祝日、年末年始を除く。

※G ビズ ID の取得には時間がかかる場合がありますので、余裕を持って申請をお願いします。

（4）県への申請

- ・申請書・添付書類一式を県商工業振興課の経営革新計画担当へ送付してください。

送付先メールアドレス induprom@pref.akita.lg.jp

（5）秋田県経営革新計画審査委員会でのプレゼン審査

- ・申請後、「秋田県経営革新計画審査委員会」において申請企業等からのプレゼンテーション、委員との質疑応答を行い、基準を満たすものについて承認します。
- ・プレゼン審査は、支援機関の担当者も同席可能です。また必要に応じてオンラインでのプレゼンも可能です。

（6）承認書の送付

- ・審査委員会終了後、概ね 1 週間以内に承認の可否について通知します。
- ・なお、経営革新計画の承認は、融資等の支援策を受けられることを保証するものではありませんので、金融機関からの融資を希望される方は、申請書の作成と並行して、金融機関に融資相談を行ってください。

3 計画承認に対する主な支援策と概要

(1) 信用保証の特例

- ・「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。
- ・本特例は経営革新計画の承認を受けた特定事業者に対して、①普通保証等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引き上げを行うものです。

【問合せ先】秋田県信用保証協会 TEL：018-863-9011

(2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資

- ・日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を長期・固定で融資しています。
- ・経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金については金利が優遇されており、特別利率が適用されます。

【問合せ先】日本政策金融公庫 秋田支店 中小企業事業 TEL：018-832-5511

国民生活事業 TEL：0570-005597

大館支店 国民生活事業 TEL：0570-005626

(3) 食品等流通合理化促進機構による債務保証

- ・食品製造業者等は、経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品等流通合理化促進機構による債務保証を受けられます。

【問合せ先】公益財団法人食品等流通合理化促進機構 業務部 TEL：03-5809-2176

(4) 海外展開に伴う資金調達の支援措置

ア スタンドバイ・クレジット制度

- ・中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地通貨の円滑な調達を支援します。

【問合せ先】日本政策金融公庫 秋田支店 中小企業事業 TEL：018-832-5511

イ 中小企業信用保険法の特例

- ・中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【問合せ先】秋田県信用保証協会 TEL：018-863-9011

(5) 日本貿易保険 (NEXI) による支援措置

- ・中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から借り入れを行う際に、地銀等の保証に加え、株式会社日本貿易保険(NEXI)が、海外事業資金貸付保険を付保する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地通貨の円滑な調達を支援します。

【問合せ先】(株)日本貿易保険 営業第二部 TEL : 03-3512-7675

(6) 起業支援ファンドからの投資

- ・中小企業基盤整備機構が出資するベンチャーファンド(投資事業有限責任組合)が、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業等へ投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。

【問合せ先】中小企業基盤整備機構 ファンド事業企画課 TEL : 03-5470-1672

(7) 中小企業投資育成株式会社からの投資

- ・原則、資本金の額が3億円以下の株式会社は、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実と健全な成長発展を図ることができます。

【問合せ先】東京中小企業投資育成株式会社 TEL : 03-5469-1811

(8) 経営革新関係補助金・融資

ア 国補助金 (ものづくり補助金)

- ・ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金) において有効な期間の経営革新計画の承認の取得は、審査における加点項目となっております。詳しくは「ものづくり補助金総合サイト」をご覧ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

イ 県補助金 (ものづくり革新総合支援事業)

- ・ものづくり革新総合支援事業では、競争力の強化と付加価値の創出につながる、新規性・革新性の高い取組や、積極的な生産性改善の取組を、ハード・ソフトの両面から支援します。
- ・本事業において、知事から承認を得た経営革新計画に基づく取組を行う場合、通常の補助上限額300万円に加算額を加え、最大800万円まで補助します(補助率1/3以内)。募集期間など詳細は、県公式ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63563>

(9) 特許関係料金減免制度

- ・承認を受けた経営革新計画に基づく特許申請について関係料金の軽減措置があります。

【問合せ先】 東北経済産業局 知的財産室 TEL：022-221-4819

(10) 設備貸与事業

- ・中小企業が導入を希望する機械設備を長期・低利で貸与します。承認を受けた経営革新計画に従って設備を導入する企業は、特別枠として料率をより引き下げます。

【問合せ先】 (公財) あきた企業活性化センター 設備支援課 TEL：018-860-5620

4 承認後

(1) 計画の進捗状況に関するフォローアップ調査について

- ・承認後、概ね1年経過後及び計画終了時に、計画の進捗状況についての調査を行います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 計画内容を変更しなければならなくなった場合

- ・ア～オの要件に該当することとなった場合には、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書(様式第14)」により変更の申請を行い、秋田県知事の承認を得てください。

【変更申請該当要件】

- ア 実施する事業の内容に、承認経営革新計画の趣旨又は目標を変えてしまうこととなるような変更が生じた場合
- イ 実施する事業の時期が、事業年度を越えて実施されるなど、計画全体に影響を及ぼすような変更が生じた場合
- ウ 設備全体の能力に影響を及ぼすような機種又は台数の変更が生じた場合
- エ 設備単価の大幅な増減や運転資金の大幅な変更により、資金調達額に大幅な変更が生じた場合
- オ 上記アからエ以外にも軽微な変更とは認められない場合

5 申請書の作成と準備について

(1) 申請書の記載例

※経営革新計画電子申請システムでの申請の場合は P19 以降をご覧ください。

様式第 13

経営革新計画に係る承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

秋田県知事 様

住 所 秋田県秋田市〇〇〇〇
名称及び代表者 株式会社県庁工業
の 役職・氏名 代表取締役 秋田 太郎

押印は不要です。

中小企業等経営強化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 定款及び直近 2 期の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書を添付する。

(別表1)
経営革新計画

申請者名・資本金・業種		
申請者名：株式会社県庁工業 資本金：2,000万円	業種：〇〇製造業 法人番号：	大学、公設試、企業などが連携先である場合は、記載してください。
実施体制		
製品の材料（原料）を製造するメーカーと連携予定。		
新事業活動の類型	経営革新の目標	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動	経営革新計画のテーマ： <u>新素材の特長を活かしたキッチン便利グッズの開発と販売</u> 当社は、従来、受注型の企業として、地域の親企業等からの発注に応じて、〇〇商品を生産していた。しかし、最近の景況から、受注生産だけでは生き残れないとの思いが強くなった。 そこで、長年培った〇〇技術を活かして、新商品△△の開発に着手することとする。当該商品が開発されたら、市場調査を行い、販路先を開拓して、売上高や付加価値額を向上させ、当社の経営革新を進めていく。	
計画期間又は事業期間： 令和〇〇年〇〇月 ～ 令和〇〇年〇〇月		
研究開発期間： 年 月 ～ 年 月	事業期間：令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月	
経営革新の実施に係る内容		
1. 当社の現状と経営課題 当社は、〇〇年に設立した企業であり、これまでは大手の下請けとして、主にプラスチック製品工場の製造ライン設計や組立等を行ってきたが、既存の設備投資を当てにした経営では、景気に大きく左右され、計画的な経営が見込めなくなってきている。 企業概要、既存事業内容、主な取引先、市場の動向、今後の見通し等を適宜図表も用いて説明してください。		
2. 経営革新の具体的内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等） これまでの BtoB での事業とは別に、これまで培った技術や自社で独自に開発した設備を使い、コンシューマ向けのまだ市場に出していない新製品△△の製造販売事業を計画している。雑貨屋、〇〇等のバイヤーへの提案、在庫管理、サプライチェーンについても検討を開始している。5年後には、この新事業での売上げを加えて170%の成長を計画している。 内容に応じて、既存事業との相違点、新たな設備の説明、販路拡大戦略、期待する効果等を記載してください。		
経営の向上の程度を示す指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)
1 付加価値額	623,824	34.3% (R6年4月～R9年3月 (事業期間3年))
2 一人当たりの付加価値額	5,425	25.6%
3 給与支給総額	60,070	20.2%

(別表3) 経営計画及び資金計画 参加特定事業者名 株式会社県庁工業											
(単位 千円)											
	2年前 (年月期)	1年前 (年月期)	直近期末 (年月期)	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)	6年後 (年月期)	7年後 (年月期)	8年後 (年月期)
①売上高	2,444,210	2,570,008	2,412,047	2,500,000	2,700,000	3,000,000					
②売上原価	1,903,218	1,924,208	1,837,606	1,915,000	2,000,000	2,203,000					
③売上総利益 (①-②)	540,992	645,800	574,441	585,000	700,000	797,000	0				0
④販売費及び 一般管理費	515,141	518,730	504,371	520,000	627,000	712,000					
⑤営業利益	25,851	127,070	70,070	65,000	73,000	85,000	0	0	0	0	0
⑥経常利益	1,500	1,200	1,000	2,500	3,000	2,000					
⑦給与支給総額	495,540	480,155	454,383	477,000	540,000	630,000					
⑧人件費	550,600	533,506	504,870	530,000	600,000	700,000					
⑨設備投資額	38,743	26,202	3,452	160,000	25,000	40,000					
⑩運転資金	48,800	51,400	48,200	50,000	50,000	60,000					
普通償却額	60,904	58,497	48,884	45,000	44,000	43,000					
特別償却額	0	0	0	40,000	6,000	10,000					
⑪減価償却費	60,904	58,497	48,884	85,000	50,000	53,000					
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	637,355	719,073	623,824	680,000	723,000	838,000	0	0	0	0	0
⑬従業員数	123.0	115.0	115.0	118.0	123.0	123.0					
⑭一人当たりの付 加価値額(⑫÷ ⑬)	5,182	6,253	5,425	5,763	5,878	6,813	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑮政府系金融 機関借入				200,000	30,000	0					
民間金融機 関借入				0	20,000	30,000					
自己資金 (⑨+ ⑩)				10,000	25,000	70,000					
その他				0	0	0					
合計	-	-	-	210,000	75,000	100,000	0	0	0	0	0

組合の場合又はグループの場合は、参加する構成員毎に別表3を作成してください。

計画期間に応じて3～8年後まで

(各種指標の算出方法)
 ・「給与支給総額」: 給与+賞金+賞与+各種手当
 ・「付加価値額」: 営業利益+人件費+減価償却費
 ・「一人当たりの付加価値額」: 付加価値額÷従業員数
 ・「営業利益」: 売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費

(算出時における留意点)
 ・人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を参入しましたか。(はい)
 ・減価償却費にリース費用を参入しましたか。(はい)
 ・従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい)

(別表4)

参加特定事業者名 株式会社県庁工業

設備投資計画 (経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

	機械装置名称 (導入年度)	単 価	数 量	合 計 金 額
1	印刷機 (R○年度)	160,000,000	1	160,000,000 円
2	○○商品用天糊機 (R○年度)	15,000,000	1	15,000,000 円
3	○○商品用裁断機 (R○年度)	10,000,000	1	10,000,000 円
4	○○商品専用自動裁断機 (R○年度)	40,000,000	1	40,000,000 円
	計			225,000,000 円

運転資金計画 (経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

年 度	金 額
R○	50,000,000 円
R○	50,000,000 円
R○	60,000,000 円

事業を進めるにあたり設備投資を計画している場合記入してください。土地、建物を購入、整備する場合も記入してください。
※別表3の設備投資額との整合性に注意してください。

事業を進めるにあたっての運転資金計画について記載してください。
※別表3の運転資金との整合性に注意してください。

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
1				
2				
3				
4				
5				

(別表6-1)

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所には、当該箇所に○を記入して下さい。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無
東京中小企業投資育成株式会社	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
秋田県信用保証協会	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
公益財団法人あきた企業活性化センター	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
独立行政法人中小企業基盤整備機構（送付先は支援策毎に異なります）	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
株式会社 日本政策金融公庫	
秋田支店 中小企業事業	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
秋田支店 国民生活事業	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
大館支店 国民生活事業	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
株式会社 商工組合中央金庫	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
公益財団法人食品等流通合理化促進機構	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
秋田県中小企業団体中央会	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
秋田県商工会連合会	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
秋田県産業技術センター	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
秋田県総合食品研究センター	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

※ なお、この様式は、それぞれの支援施策を保証するものではありません。

(別表6-2)

【希望する支援策について】

経営革新計画が承認された場合に利用を希望する支援策に○印を付けて下さい。(複数希望可)

回 答 欄	
<input type="radio"/>	1 信用保証の特例
<input type="radio"/>	2 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
	3 高度化融資制度 (中小企業基盤整備機構高度化事業部)
	4 食品等流通合理化促進機構による債務保証制度
	5 スタンドバイ・クレジット制度 (日本政策金融公庫中小企業事業)
	6 中小企業信用保険法の特例 (秋田県信用保証協会)
	7 日本貿易保険 (NEXI) による支援措置
	8 起業支援ファンドからの投資 (中小企業基盤整備機構ファンド事業部)
	9 中小企業投資育成株式会社からの投資
<input type="radio"/>	経営革新関係補助金・融資 ⑩・国補助金 (ものづくり補助金) ⑪・県・市補助金 (ものづくり革新総合支援事業) 12・新事業展開資金 (事業革新資金)
	13 販路開拓コーディネート事業 (中小企業基盤整備機構東北本部)
	14 新価値創造展 (中小企業基盤整備機構販路支援部)
<input type="radio"/>	15 特許関係料金減免制度
<input type="radio"/>	16 県単機械類貸与制度

※経営革新計画の承認は、上記支援策の提供を保証するものではありません。計画承認後、利用を希望する支援策の実施機関への申込・審査が必要となります。

(別表7)

秋田県ホームページでの公表及び中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、次の記載内容を秋田県のホームページ上及び事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○印をして下さい。

また、④～⑥について、公表可であり、かつ申請書類の内容と異なる情報での公表を希望する場合には下線部に記入してください。

①企業名 可 ・ 否)

②代表者名 可 ・ 否)

③資本金 可 ・ 否)

④従業員数 _____人 可 ・ 否)

⑤所在地 _____ 可 ・ 否)

⑥電話番号 _____ () 可 ・ 否)

⑦経営革新計画の概要 可 ・ 否)

補足資料

(別表3)経営計画及び資金計画の内訳

参加特定事業者名 **株式会社県庁工業**

(単位 千円)

		2年前	1年前	直近期末	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後
		年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期
①売上高	既存事業				2,300,000	2,300,000	2,300,000					
	新規事業				200,000	400,000	700,000					
	計				2,500,000	2,700,000	3,000,000	0	0	0	0	0
②売上原価	既存事業				1,800,000	1,800,000	1,800,000					
	新規事業				115,000	200,000	403,000					
	計				1,915,000	2,000,000	2,203,000	0	0	0	0	0
③売上総利益 (①-②)	既存事業				500,000	500,000	500,000	0	0	0	0	0
	新規事業				85,000	200,000	297,000	0	0	0	0	0
	計				585,000	700,000	797,000	0	0	0	0	0

申請担当者連絡先

所属部署	総務部
職・氏名	総務部長 県庁 一郎
電話番号	018-0000-0000
メールアドレス	××○○▲▲@××.co.jp

(2) 電子申請システムでの申請方法

① G ビズ ID の取得

GビズIDとは

・デジタル庁によって運用されている認証サービスであり、1つのアカウントにより、複数の行政サービスにアクセスできます。

●GビズIDの概要
GビズIDとは、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

【イメージ図】

・プライムアカウントを利用することにより、本人確認のための押印が不要となり、申請が電子で完結することが可能となります。

●アカウント体系
GビズIDでは、審査を行わず発行するアカウント及び審査を行ない発行するアカウントの2系統を提供しています。アカウント体系は以下のとおりです。

アカウント種別	発行方法	発行期間	ログイン方法
GビズIDエントリー	審査を行わずオンラインで発行	即日	ID/パスワードを用いた一要素認証
GビズIDプライム	マイナンバーとスマートフォンを用いたオンライン審査を行い発行 印鑑証明書や申請書を郵送した書類を用いて審査を行い (組織の従業員専用として) GビズIDプライムまたはアドミン権限を持つGビズIDメンバーが申請し、利用者が承諾することで発行	最短即日 原則 2 週間以内	ID/パスワードに加え、所有物認証による二要素認証
GビズIDメンバー		-	ID/パスワードに加え、所有物認証による二要素認証

G ビズ ID は政府主導の行政サービスにアクセスできる認証システムの総称です。経営革新計画電子申請システムでは、「プライム」か「メンバー」のアカウントを取得いただけます。

アカウント取得については、G ビズ ID サイトにてご確認をお願いいたします。
(G ビズ ID の取得には時間がかかる場合がございますので、余裕をもって申請することをお勧めいたします。)

<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

②経営革新計画電子申請システムへのログイン

経営革新計画電子申請システム

メニュー FAQ お問い合わせ

GビズIDでログイン

GビズIDでログイン

●電子申請可能な都道府県
茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
※沖縄県を除くすべての都道府県において、GビズIDプライムもしくはGビズIDメンバーの取得が可能です。アカウントを取得できない都道府県は、GビズIDエントリーの取得が可能です。ご留意ください。

●GビズIDとは
GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
GビズIDには、個人向けの「GビズIDエントリー」と、組織向けの「GビズIDプライム」があります。
GビズIDの取得には審査が必要となります。GビズIDの取得には審査が必要となります。GビズIDの取得には審査が必要となります。

※ブラウザ: Chrome, Firefox, Edge (Edgeは推奨)

経営革新計画電子申請システムにアクセスし、[ログイン]をクリックし、その後「G ビズ ID でログイン」をクリックします。

電子申請システム アクセス先
<https://www.keieikakushin.go.jp/>

ログイン / Login

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

tes@fujifilm.com

パスワード / Password

.....

ログイン / Login

パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?

アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.

登録したG ビズ ID のユーザ名 (アカウントID)、パスワードを入力し、「ログイン/Login」 ボタンをクリックします。

初回ログイン時のみ、ユーザ情報の登録画面が表示されますので、必要事項を入力します。
(登録完了後も、修正は可能です)

2回目のログイン以降は、経営革新計画電子申請システムのトップページが表示されます。

③新規申請ボタンをクリック

上部メニューから[申請]にマウスカーソルを合わせ、実施したい内容のボタンをクリックします。

- ・初めて申請する場合
→ 「新規申請」ボタンをクリック
- ・申請済みの申請情報を確認する場合
→ 「申請履歴」ボタンをクリック

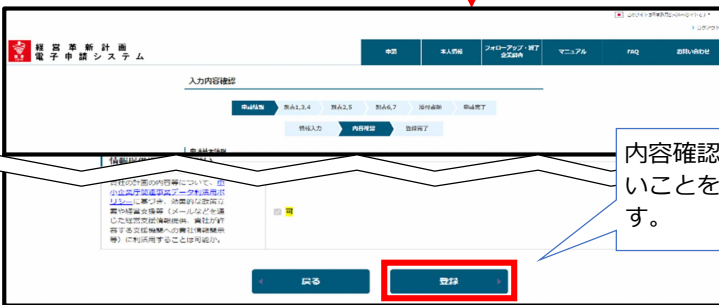
④申請情報入力



全ての申請内容を入力し、「内容確認」ボタンをクリックします。
 入力内容に問題がある場合は、エラーメッセージが表示されますので、メッセージに従って修正して下さい。

※【申請書提出先】は必ず「秋田県」「商工業振興課」を選択してください。

- 「一時保存」ボタンをクリックすると、記述内容を仮保存でき、次回はその仮保存した内容から再開可能です。
- 「戻る」ボタンをクリックすると、申請項目一覧ページへ遷移し、他のページへの切り替えが可能です。



内容確認画面において、入力した内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。



登録が完了すると申請項目一覧ページのうち、1ページ目「申請情報」のステータスが【済】となります。

同様にステータスが【未入力】の2ページ目以降の各ページの登録も行います。
 全ページの入力が終わらない限り、申請へ進むことはできません。

⑤別表 1, 3, 4 の入力

申請項目一覧で「別表 1,3,4」を選択した場合に表示される画面です。
 全ての申請内容を入力いただき、「内容確認」ボタンをクリックします。
 入力内容に問題がある場合は、エラーメッセージが表示されますので、メッセージに従って修正して下さい。

※【経営革新の実施に係る内容】については、審査において重要な内容となります。テキストのほか図表や画像を用いたい場合は、任意様式で作成し「⑧添付書類のアップロード」で添付書類としてアップロードしてください。

次画面の内容確認画面において、入力した内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

※各項目の入力例は「(1) 申請書の記載例」も参考にしてください。

⑥別表 2, 5 の入力

The screenshot shows the '別表 2, 5' (Table 2, 5) input screen. At the top, there is a progress bar with buttons for '申請項目一覧', '内容確認', '登録', and '印刷'. Below this, there are sections for '申請基本情報' and '申請内容'. The main section is '別表 2, 5' (Table 2, 5) with a sub-section '別表 2 (対価付)' (Table 2 (with consideration)). This section contains a table with columns for 'No.', '実施項目', '数量', '単価', '合計', '単位', and '備考'. A red box highlights the '実施項目' column. Below the table, there are several sections for '別表 5 (組合等が研究開発事業又は産学連携研究費に充当するもの債権残高に付して払戻しを行うもの債権の償還)' (Table 5 (repayment of debt for debt forgiveness of debt forgiveness of debt forgiveness)). At the bottom of the page, there are buttons for '戻る', '一時保存', and '内容確認', with the '内容確認' button highlighted by a red box.

申請項目一覧で「別表 2,5」を選択した場合に表示される画面です。
全ての申請内容を入力いただき、「内容確認」ボタンをクリックします。

次画面の内容確認画面において、入力した内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

別表 2 は行の追加・削除が可能です。
※1 行目が不要な場合は、当該行のすべての項目の値を消去してください。
「実施項目」は最大 40 文字まで入力可能です。

別表 5 は組合等での申請でない場合入力不要です。
「賦課基準」については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載してください。

※各項目の入力例は「(1) 申請書の記載例」も参考にしてください。

⑦別表 6, 7 の入力

経営革新計画
電子申請システム

申請情報 画面1,3,4 画面5 画面6,7 添付書類 申請完了

画面入力 内容確認 登録完了

申請種別情報

申請種別
申請年度
申請開始年度
ステータス

不審内容

不審種別
コメント/アイデア/備考

別表 6, 7

別表6 (関係機関への連絡事項について)

別表7 (中小企業経営革新等支援の件に関するお問い合わせ)

戻る 前段階 次段階

申請項目一覧で「別表 6,7」を選択した場合に表示される画面です。
 全ての申請内容を入力いただき、「内容確認」ボタンをクリックします。
 入力内容に問題がある場合は、エラーメッセージが表示されますので、メッセージに従って修正して下さい。
 次画面の内容確認画面において、入力した内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

※別表 6 については県独自様式を定めていますのでシステム上は入力不要です。
 「補足資料 (電子申請用)」を秋田県公式ウェブサイトからダウンロードし入力の上、
 「⑧添付書類のアップロード」で添付書類としてアップロードしてください。

※各項目の入力例は「(1) 申請書の記載例」も参考にしてください。

⑧ 添付書類のアップロード

添付書類アップロード

1 ファイルの最大サイズは10MBです。アップロード可能なファイルはWord形式、Excel形式画面、PDF形式、画像形式及びZIP形式です。
 一度選択したファイルを取り消したい場合はクリアボタンを押してください。
 「登録済みファイル」の表示内容は「受付番号（自動採番）」_「下表のファイル名」_「拡張子」の形式となります。
 都道府県によって必須となる書類が異なります。ご確認いただいた上で申請をお願いします。
 各種書類をまとめて一つのファイルとして運用している都道府県では、一つのファイルとしてアップロードする

この画面は、申請項目一覧で「添付書類」を選択した場合に表示される画面です。

アップロードする各ファイル名の行にある「ファイルを選択」ボタンをクリックします。

ファイルの選択エクスプローラーが表示されるのでエクスプローラー上でアップロードするファイルを選択します。選択したファイル名が表示されます。

全てのファイルを選択後、「アップロード」ボタンをクリックします。

処理中のメッセージが表示された後、登録完了画面が表示されます。

入力内容に問題がある場合は、エラーメッセージが表示されますので、メッセージに従って修正して下さい。

ファイル名	登録済みファイル	登録/更新ファイル選択
定款	-	ファイルを選択 マニアル用サンプル.xlsx
最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 必須	-	ファイルを選択 選択されていません
履歴事項証明書	-	ファイルを選択 選択されていません
その他「補足資料」1	-	ファイルを選択 選択されていません
その他「補足資料」2	-	ファイルを選択 選択されていません

追加

戻る アップロード

※秋田県への申請では次のデータファイルの添付が必要です。

- ・定款（法人の場合）または住民票（個人の場合）
- ・直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費内訳書）
- ・補足資料（電子申請用） ※県独自様式

※その他説明資料、会社パンフレットなどは任意で添付してください。

⑨申請

申請項目一覧

申請項目

項目	ステータス	備考
申請書類	済	企業情報及び担当者情報を入力
別表1,3,4	済	別表1：経営革新計画 別表3：経営計画及び資金計画 別表4：設備投資計画（経営革新） 運転資金計画（経営革新）
別表2,5	済	別表2：実施計画と実績 別表5：組合等が研究開発等事業 ためその構成員に対して助議 準
別表6,7	済	別表6：関係機関への連絡 別表7：中小企業経営革
添付書類	済	経営革新計画の必要書類を添付

5つの画面の登録作業が終わりステータスが全て【済】となったら、申請を提出する「申請へ進む」ボタンを押すことができますようになります。

「申請へ進む」ボタンをクリックすると入力内容確認画面が表示されます。

全てのページの内容が表示されるため、改めて誤りがないことを確認してください。

入力内容の一覧を表示

申請へ進む

経営革新計画 電子申請システム

申請 本人情報 フォローアップ・終了企業調査 マニュアル FAQ お問い合わせ

入力内容確認

申請基本情報

受付番号	
申請情報登録日	2024年07月19日
ステータス	待保存

不備内容
不備指摘件数：0件
コメントファイル：0件

全てのページの内容を確認し、問題なければ「申請」ボタンをクリックします。入力内容に問題がある場合は、エラーメッセージが表示されますので、メッセージに従って修正して下さい。

申請

経営革新計画 電子申請システム

申請 本人情報 フォローアップ・終了企業調査 マニュアル FAQ お問い合わせ

申請登録完了

受付番号：0000000795

申請が完了しました。
審査を実施しますので、結果をお待ちください。

引き続き、以下のアンケートにご協力をお願いします。
(既にご回答済みの場合は、再度ご回答いただく必要はございません)

アンケートに回答

申請履歴画面へ戻る

申請が完了したことを示す画面が表示されます。「申請履歴画面へ戻る」ボタンをクリックします。

⑩申請書（控）の出力

申請履歴画面に「申請書出力」ボタンが表示されます。
ボタンをクリックすると、申請書（控）をPDF形式で取得できます。

No	発行番号	申請区分	申請日	ステータス	申請最終更新日	再申請日	操作
1	APL-000000029	変更申請		取り下げ	2024年07月24日		
2	APL-000000280	新規申請	2024年07月24日	受付済	2024年07月24日		申請書出力

⑪不備等の修正

申請内容や添付書類に不備があった場合は、県からメール等により連絡しますので、修正等の対応をお願いします。

トップ画面に表示されるステータスに「申請内容に指摘あり」と表示されます。
修正する場合は、受付番号をクリックします。

受付番号	申請区分	申請日	申請ステータス	最終更新日
APL-000000295	変更申請	2024年07月22日	申請内容に指摘あり	2024年07月22日

申請に不備のあったページのステータスに「差戻し有」と表示されます。
不備指摘の内容に従い、指摘のあったページの申請内容を修正のうえ、再申請を行います。
再度、5つのステータスが【済】となると、申請を提出する「申請へ進む」ボタンを押すことができるようになります。
※以降の操作は「③申請」を参照ください。

項目	ステータス
別表1.3.4	差戻し有
別表2.5	済
別表6.2	済
添付書類	済

⑫プレゼン審査

申請内容について外部委員の審査を受けるため、秋田県経営革新計画審査委員会でのプレゼン審査を行っていただきます。

⑬承認書の出力

審査が完了すると、申請が承認された旨の通知メールが届きます。

承認書の交付はシステムを通して行いますので、次のとおり各自承認書を出力してください。

申請履歴一覧

都道府県によっては承認書を郵送等により別途送付する場合があります。その場合、承認書

12件中1件~12件まで表示

No	受付番号	申請区分	申請日	ステータス	申請者最終更新日	再申請日	
1	二	変更申請		一時保存	2024年07月16日		変更申請書出力
2	APL-0000000798	新規申請	2024年07月22日	取り下げ	2024年07月22日		
3	APL-0000000795	変更申請	2024年07月22日	承認	2024年07月22日		変更申請書出力 承認書出力
4	APL-0000000794	新規申請	2024年07月19日	承認	2024年07月19日		申請書出力 承認書出力

承認されると、申請履歴画面上で「承認書出力」ボタンが表示されます。
ボタンをクリックすると、承認書をダウンロードできます。

問合せ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 経営強化チーム

TEL 018-860-2244

FAX 018-860-3869

E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp